

1. 提供される役務の内容

- ① 役務の種類は「学習指導及び学習管理」とします。
- ② 役務提供形態または方法
特定の期間内に、乙及び甲が合意した時間でオンライン形式。また乙による資料準備・作成。
- ③ 契約期間は、入金日から翌年2月末までとします。
ただし、受講時間・コースの変更・追加、契約期間の延長が可能です。

2. 入塾申込み後のクーリング・オフ等

- ① 甲は、本契約書面を受領した日から起算して8日間は書面によって契約を解除することができます。
- ② 第1項に記載した事項にかかわらず、甲が、乙が特定商取引法(以下、法)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、又は乙が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、乙が交付した法第48条第1項の書面を甲が受領した日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面によって契約を解除することができます。
- ③ 契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面を発信した日より成立します。
- ④ 契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ⑤ 第1項の契約の解除については、手数料は不要とし、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

3. 「中途解約」について

- ① 乙は契約申込日後、甲から契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。
 - i. 学習指導開始後である場合、提供された役務の対価及び二万円又は一ヶ月分の授業料に相当する金額のいずれか低い額(対象期間に入塾金の支払いがある場合のみ、月按分にて入塾金も返金対象となります。)
 - ii. 学習指導開始前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として上限一万一千円迄の初期費用
- ② 前項の役務の対価の単価は(月・時間数)で計算をします。
- ③ 第1項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ④ 第3項の契約の解約時に、甲が乙に関連商品を返還した場合におい

て、未使用分に相当する前受金がある場合、乙は甲に当該金額を返還するものとします。

- ⑤ 乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
 - ⑥ 返還金のある場合は、甲の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。
4. 受講の振替・遅刻・欠席
- ① ご家庭の都合等により受講日程を変更する場合、前日までにご連絡いただければ月に1回まで無料で変更を行います。月2回目以降は1回の変更につき1時間あたり3,000円(税抜)を30分単位で計算の上、申し受けますのでご注意ください。また指導日程は講師の予定の範囲内での変更となります。
 - ② 指導時間に遅刻した場合、10分程度であれば時間の延長により対応しますが、スケジュールによりお受けできない場合があります。
 - ③ 30分以上の遅刻、若しくは当日の無断欠席については原則欠席として扱い、振替・返金等は行いません。但し事前にご連絡がある場合は時間内で対応を行います。
5. 前受金の保全
- 前受金の保全措置はとっておりません。
6. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続
- ローン提携販売又は割賦購入斡旋により役務提供を行う場合には、割賦販売法に基づき役務提供事業者が生じている事由をもってその支払請求に対抗できます。
7. 支払方法と期限
- 支払方法は銀行振込みにて申込後7日以内にご入金ください。
8. 個人情報保護
- 本契約に際し、乙が収集した個人情報は、学力向上、事務連絡、成績管理・分析及び統計資料作成、乙及び関連グループからの各種案内送付、ならびに教育サービス開発・研究のために利用します。なお、乙の指導手法による成果を多くの方々に周知するために個人が一切特定できない形で、発言、コメント(の一部)、合格実績、成績事例等をオンライン・オフライン問わず掲載することがあります。個人が特定可能な形での掲載はオンライン・オフライン問わず必ずご家庭の許諾を得るものとします。
9. 紛争の解決
- ① 本約款に定める事項及び契約内容に疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
 - ② 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

個別指導塾 CASTDICE

株式会社キャストダイス 代表取締役 小林尚

東京都豊島区東池袋 1-42-14-302

TEL:03-5944-9855

E-mail :info@castdice.co.jp